

平成 27 年 3 月 27 日

シナネン株式会社等の 産業競争力強化法に基づく事業再編計画を認定しました

経済産業省は、本日、シナネン(株)等から提出された産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」を認定しました。

当該計画は、シナネングループのガス販売関連子会社を吸収合併により集約の上、シナネン(株)からガス事業(BtoC 事業)を吸収分割すると同時に、シナネン分割準備会社(株)を設立します。その後、シナネン(株)から石油卸売事業・ソリューション事業(BtoB 事業)をシナネン分割準備会社(株)に吸収分割を行い、シナネン(株)はシナネンホールディングス(株)に、シナネン分割準備会社(株)はシナネン(株)に商号変更するものです。

こうした事業構造の変更により、重複事業の排除、意識決定プロセスの明確化、ノウハウの共有により、事業活動の一層の効率化を図るほか、エネルギーのソリューション事業(太陽光等)を拡大することで、経営資源の最適配置、生産性の向上を図り、企業価値の更なる向上を目指します。

1. 事業再編計画の認定

シナネン株式会社他から提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第 24 条第 1 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 11 項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業再編計画」の認定を行いました。

今回の認定により、シナネン株式会社他の会社分割、合併に伴う商業登記及び不動産の登記の登録免許税の軽減措置に関する特例を受けることが可能となります。

2. 事業再編計画の実施時期

開始時期 平成 27 年 4 月 ~ 終了時期 平成 29 年 3 月

3. 申請者の概要

名 称:シナネン株式会社

資 本 金:15,630 百万円

代 表 者:代表取締役社長 崎村 忠士

本社所在地:東京都港区海岸一丁目 4 番 22 号

※ほか、ミライフ株式会社、ミライフ東北株式会社、ミライフ関西株式会社の3社

(参考)法律・関連した支援制度の詳細は下記特設URLをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 石油流通課長 山本

担当者:滝澤、森田

電 話:03-3501-1320(内線 4661)